様式第１号

会　議　録

会議の名称	令和６年度第１回　所沢市地域公共交通協議会　運賃協議部会
開催日時	令和６年５月24日(金) 午後４時から４時30分まで
開催場所	所沢市役所５階　502会議室
出席者の氏名	横溝　哲夫、秦野　凌、坂井 貴夫、遠藤　弘樹
議題	(1)所沢市内循環バス「ところバス」路線等の見直しに係る運賃に関する協議
会議資料	・次第 ・資料１　　道路運送法第９条第５項に基づき提出された意見 ・資料2-1　　道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項にかかげる協議が調っていることの証明書(案) ・資料2-2　　運賃の種類・額及び適用方法　一覧 ・資料2-3　　運賃表（西路線　新所沢・狭山ヶ丘コース） ・資料2-4　　運賃表（東路線　松井循環コース） ・参考資料１　西路線（新コース案） ・参考資料２　東路線松井循環コース（新コース案） ・参考資料３　西路線（キロ程） ・参考資料４　東路線松井循環コース（キロ程） ・参考資料５　所沢市内循環バス・ところバスの概要
担当部課名	都市計画課：増子課長、村田室長、盛清主査、松田主任 【事務局】：街づくり計画部　都市計画課 電話 04-2998-9192

様式第２号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	1　開会 会議成立の報告(出席者４名) 所沢市地域公共交通協議会条例第９条第４項及び同条第５項の規定により、遠藤委員が議長となり進行 ・会議は公開 ・傍聴者：1 人 2　議事 (1) 所沢市内循環バス「ところバス」路線等の見直しに係る運賃に関する協議
事務局	※資料をもとに説明。
部会長	運賃設定について何か意見・質問はあるか。
委員	市内の公共交通ネットワーク全体を考えた際には、民間路線バスとの運賃の格差が無いことが適切と考える。 また、受益者（バス利用者）には相応の運賃を負担してもらうことがところバスを持続させていく上で大切と考えるため、事務局の案に賛成する。
委員	事務局の案に賛成する。道路運送法第９条第５項に基づき出された意見の中で、「バスの回り方で、同じ目的地までの運賃が異なる」とある。乗車地と降車地が同じで、ルート（乗車距離）が異なる路線がある場合には運賃が同一になるようにしているところもある。今後検討願いたい。
委員	ところバス、ところワゴンともに利用しやすい運賃設定になっていると考えるため、事務局の案に賛成する。 ところバスは、市民の足として重要な手段になっているため、今後も持続していけることが必要。
委員	運行便数によっても、運賃が高いか安いかの感じ方に違いが出てくる。ところバスの現状は１日 4、5 往復だけの運行のコースが多い

	が、コースの短縮化・時短化により少しでも増便できれば、利用者も運賃を支払うことに納得しやすい状況を作ることが出来る。
部会長	各委員から、事務局の案に賛成との意見が出た。 他に意見が無ければ、令和 6 年 10 月からのところバスの運賃は、事務局の案のとおりとし、協議が調っていることの証明書を発行してよろしいか。
各委員	異議なし。
部会長	以上で議事を終了する。 3　閉会